

市報第20号

平成22年度横浜市一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告

平成22年度横浜市一般会計補正予算（第5号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成23年1月14日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子



## 平成22年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,361,999,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		11,580,896	693,859	12,274,755
	1 地方交付税	11,580,896	693,859	12,274,755
17 県支出金		46,700,048	529,615	47,229,663
	2 県補助金	14,872,814	529,615	15,402,429
歳 入 合 計		1,360,776,018	1,223,474	1,361,999,492

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 健康福祉費		253,634,432 <sup>千円</sup>	1,223,474 <sup>千円</sup>	254,857,906 <sup>千円</sup>
	6 公衆衛生費	13,429,474	1,223,474	14,652,948
歳 出 合 計		1,360,776,018	1,223,474	1,361,999,492

## 一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
12 地 方 交 付 税	11,580,896	693,859	12,274,755			
1 地 方 交 付 税	11,580,896	693,859	12,274,755			
1 地 方 交 付 税	11,580,896	693,859	12,274,755	(1)地 方 交 付 税	693,859	
17 県 支 出 金	46,700,048	529,615	47,229,663			
2 県 補 助 金	14,872,814	529,615	15,402,429			
4 健康福祉費 県補助金	8,660,014	529,615	9,189,629	子宮頸がん等 (18)ワクチン接種緊急 促進事業費補助金	529,615	
歳 入 合 計	1,360,776,018	1,223,474	1,361,999,492			

2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源			節		説 明	
				特 定 財 源 千円	市 債 千円	其 他 千円	区 分	金 額 千円		
5 健康福祉費	253,034,432	1,223,474	254,857,906	529,615	—	—	693,859			
6 公衆衛生費	13,429,474	1,223,474	14,652,948	529,615	—	—	693,859			
1 予 防 費	5,107,577	1,223,474	6,331,051	529,615	—	—	693,859	11需用費 (1)消耗品費 (4)印刷製本費 12役 務 費 13委 託 料	18,520 3,600 14,920 7,342 1,197,612	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費 (ワクチン接種費用公費負担の開始に伴う補正)
歳 出 合 計	1,360,776,018	1,223,474	1,361,999,492	529,615	—	—	693,859			

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。